青三教第３３３号
令和８年１０月１５日

三八・上北管内
小・中・義務教育学校長　殿

三八教育事務所長
（公印省略）

年末調整に係る各種申告書について（依頼）

このことについて、下記により提出してくださるようお願いします。

記

１　提出期限　　**令和８年１１月６日（金）**
※　郵送する際は、簡易書留等とすること。教育事務所へ持参する際は受領確認のため、**１７時１５分までに来所**すること（合同庁舎受付には預けないこと。）。

２　提出書類
（１）令和８年分年末調整申告書提出票
提出する職員数、該当する控除のある職員名、源泉徴収票のある職員名及び特記事項等を記入して提出すること。**後日提出する書類がある場合は、特記事項欄にその旨を明記**すること。

（２）令和８年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
電算職員、臨時職員、非常勤職員について、提出済の「令和８年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を令和８年１０月１４日に返送しているので、申告書の説明書きを参照の上、その内容を確認し、補正（扶養控除の対象外となった場合は、朱線で抹消する等）して提出すること。 ただし、税制改正により扶養親族等の所得要件等が見直しされているため留意すること。
【主な確認事項】
ア　出生、結婚及び就職等による源泉控除対象配偶者、扶養親族及び障害者等（以下、「源泉控除対象配偶者等」という。）の異動がないか。
イ　源泉控除対象配偶者等の「所得の見積額」の欄に、正確な見積額が記載されているか。**また、配偶者控除等申告書と見積額が一致しているか。**
ウ　同一生計内に２人以上の所得者がいる場合、同一の扶養親族及び障害者等を重複

して申告していないか。

また、扶養親族を分けて申告している場合、申告書の「D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等」欄の記載漏れはないか。

エ　扶養親族のうち、老人扶養親族（７０歳以上）に該当する者がある場合、「老人扶養親族」欄に必要なレ点を付しているか。

オ　扶養親族のうち、特定扶養親族（１９歳以上２３歳未満）に該当する者がある場合、「特定扶養親族」欄にレ点を付しているか。

※　合計所得金額が６２万円超１２３万円以下の場合は、特定扶養親族には該当しないが、特定親族特別控除の対象となる特定親族の該当となる。

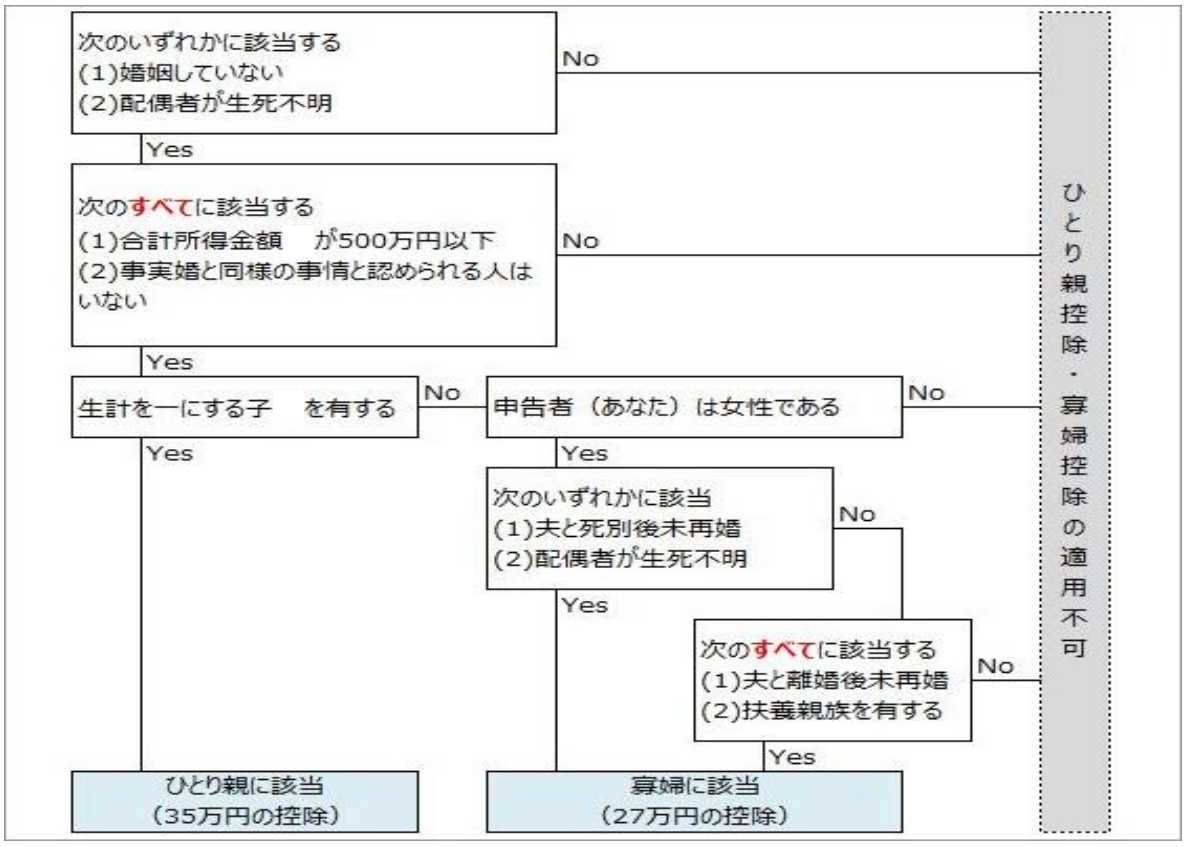
カ　障害者に該当する者がある場合、「左記の内容」欄にその事実及び内容を記載しているか。（※障害の状態を確認するため、**最新の障害者手帳等の写し等を添付**すること。）

キ　ひとり親又は寡婦に該当する者がある場合、枠外（住民税に関する事項の記入欄の下等）に**「事実婚」の有無**を記載しているか。

ク　「住民税に関する事項」欄には、１６歳未満の扶養親族（平成２３年１月２日以降に生まれた者）を記載しているか。

ケ　「職員の現住所一覧」の内容と一致しているか。アパート・公舎等の名前及び部屋番号まですべて記入しているか。

コ　以下のフロー図において「ひとり親」、「寡婦」のどちらかに該当となっている場合、「C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生」欄の申告漏れはないか。



【記入上の留意点】

ア　記載内容に変更や追加がある場合は、**朱書きで訂正、追記する**こと。

イ　非該当となる扶養親族等は、**朱線で抹消し、「異動月日及び事由」欄に記載する**こと。

ウ　記載にあたり、裏面の「記載についてのご注意」をよく読み、記載漏れ（例年、ひとり親控除及び寡婦控除、障害者控除の記載漏れが多数ある）のないよう留意すること。

エ　源泉控除対象配偶者については、別紙１を参照すること。

【その他】

ア　本年の中途で新たに採用となり、申告書を提出していなかった者は、新たに作成し提出すること。また、新たに採用される職員については、随時申告書を作成、収集の上、提出すること。

イ　「令和８年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記入した個人番号に誤りがないか確認し、誤りがある場合や変更が生じた際は、**朱書きで訂正すること。**

※　変更が生じた場合には変更後個人番号確認書類を提出すること。

ウ　新採用者、割愛採用者及び年の中途で採用された職員（以下、「採用者等」という。）のうち、前職がある者は、**前の勤務先から発行される「令和８年分 給与所得の源泉徴収票」の原本**を提出すること。

なお、採用者等のうち、前職がない者は「令和８年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の右下余白部分に**「前職なし」と記載する**こと。

※　三八・上北管内の教育事務所で任用した臨時職員及び非常勤職員のうち、令和８年３月末までに退職した者の源泉徴収票については、１０月上旬に当該職員の自宅へ発送済みである。

（３）令和８年分給与所得者の保険料控除申告書

電算職員、**臨時職員**、**非常勤職員**について、控除を受けようとする職員分を取りまとめて提出すること。申告がない職員については、**提出は不要**とする。

なお、申告書用紙については、添付ファイル（Excel 様式）を使用することとし、PDF 版が必要であれば、各自、国税庁ホームページからダウンロードすること。**１枚で記入欄が不足した場合は、２枚目を適宜使用する**こと。

【記入上の注意】

ア　申告書の記載にあたっては、申告書の説明書きを参照のうえ、申告書の「あなたが本年中に支払った保険料等の金額」欄と添付された証明書類の金額との不一致、記入漏れ等のないよう正確を期すること。

イ　国民年金保険料等について、社会保険料控除を受けようとする場合は、**厚生労働省または各国民年金基金が発行した証明書類を添付する**こと。

ウ　２３歳未満の扶養親族を有する場合は、所定の欄に必要事項を記載すること。また、合計所得金額については、扶養控除等申告書に記載する金額と一致している必要があるため、提出の際は**金額が一致しているか**確認すること。

エ　証明書類は、別紙２を参考に添付すること。

（４）令和８年分給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼給与所得者の特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書

電算職員、**臨時職員**、**非常勤職員**のうち、（２）を提出する職員**全員分**を取りまとめて提出すること。

・「基礎控除」を受ける場合、**「令和８年分 給与所得者の基礎控除申告書」を提出する**こと。

・「子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除（以下、「所得調整控除（子ども等）」という。）の適用を受ける場合、**「令和８年分 所得金額調整控除申告書」を提出する**こと。

・所得者が特定親族を有し、その特定親族が特定親族特別控除に該当する場合、**「令和８年分 給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する**こと。

なお、申告書用紙については、添付ファイル（Excel 様式）を使用することとし、PDF 版が必要であれば、各自、国税庁ホームページからダウンロードすること。

【記入上の注意】

ア　申告書の記載にあたっては、申告書の説明書きを参照のうえ正確を期すること。

イ　「あなたの本年中の合計所得金額の見積額」欄は、青森県から支給される給与以外に所得がある場合は、各所得見積額を合算して記入すること。所得が青森県から支給される給与のみの場合は、「令和７年分 給与所得の源泉徴収票」の「給与所得控除後の金額」を参考にするなどして記入すること。

※　「給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除（以下、「所得金額調整控除（年金等）」という。）は確定申告においてのみ適用されるものの、合計所得金額の見積額を計算する際は、所得金額調整控除（子ども等）と所得金額調整控除（年金等）の**両方を考慮する**こと。

ウ　例年、**配偶者の合計所得金額の過少見積もりにより、所得税の追徴を受ける職員が生じている**ため、留意すること。

エ　配偶者控除等申告書の合計所得金額については、扶養控除等申告書に記載する金額と一致している必要があるため、提出の際は**金額が一致しているか**確認すること。

オ　特定親族特別控除については、特定親族の合計所得金額が６２万円以下であるとき又は１２３万を超えるときは特定親族特別控除の適用を受けることができないが、合計所得金額が６２万円以下の場合には特定扶養親族に該当し、扶養控除の対象となるため、留意すること。

カ　個人番号の記入漏れや個人番号の記入誤りがないよう確認すること。

（５）令和８年分給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書

ア　年末調整の際に行う住宅取得等特別控除は、各職員から提出された「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」（税務署より発行）による申告に基づいて行うこととなっているので、該当者がある場合は、別紙３を参考に金融機関等が発行した「借入金の年末残高証明書」を添付のうえ、提出すること。

※　令和７年分の年末調整から調書方式による住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には借入金の年末残高証明書の添付は不要

イ　借換えがある職員は、別紙４により計算書を作成し、借換え直前の当初住宅借入金当残高が確認できる書類を添付のうえ、提出すること。

ウ　**居住日の属する年が平成３０年以前であり**、連帯債務者がいる場合は、備考欄に連帯債務者の負担額、住所、氏名、勤務先を記入すること。**令和３年分から連帯債務者の押印は不要**。なお、**備考欄に負担割合を記入する**こと。

（例　「１：１」、「６６．６４％：３３．３６％」）

※　平成３１年（令和元年）以後に居住した職員の様式は「ウ」について全て記入不要となったため。

エ　法人番号記入欄のない様式を使用する場合は、住所欄上部に法人番号を記入すること。住所欄に記入できない場合は、欄外余白に記入すること。

オ　**個人番号の記入欄がある様式については、空欄もしくは黒塗りで提出する**こと。

３　年末調整報告書１の作成について

昨年度に引き続き各種保険料控除等については、各学校で年末調整報告書１に記載していただく予定です。詳細・作業要領等については後日改めて通知します。

４　その他

（１）申告書の**余白部分**に、**職員番号（臨時職員、非常勤職員は「職名」）**及び**学校名**を記入して提出すること（「扶養控除等（異動）申告書」、「保険料控除申告書」、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書兼特定親族特別控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」は**右上余白**、「住宅借入金等特別控除申告書」は**右下余白**に記入すること。）。

（２）申告書は、それぞれの提出票のとおり**電算職員（職員番号順）**、**臨時職員（五十音順）**の順に並べ、**非常勤職員と別に分けて**提出すること。

（３）申告書の「所轄税務署長」・「給与の支払者の名称（氏名）」・「給与の支払者の法人番号」・「給与の支払者の所在地（住所）」欄には、次のとおり記入すること。

	所轄税務署長	名　　称	所　　在　　地
電算職員	青森税務署長	青森県知事	青森市長島一丁目１番１号
臨時職員、非常勤職員	八戸税務署長	三八教育事務所長	八戸市尻内町字鴨田７
法人番号は、共通で「２０００２００２００００１」			

（４）別紙５を参考に、例年誤りの多い箇所及び留意事項を確認のうえ、提出すること。

（５）書類提出後の訂正、追加等については、**速やかに事務所担当者まで連絡する**こと。特に、配偶者特別控除の対象となる配偶者の所得額については源泉徴収票等で確認し、**訂正がある場合は必ず連絡する**こと。

（６）職員から個人番号が記載された申告書を受領した際は、個人番号が他の者の目に触れることのないようにするとともに、提出までの間は施錠できるキャビネット等に保管し**厳重に管理する**こと。

　また、学校で保管する個人番号が記載された申告書の写しは、必要事項を全て記入した時点で、**職員本人が個人番号記載部分に付箋等を貼りコピーをとったもの**とし、原本と一緒に事務担当者へ提出してもらうこと。

（７）令和８年１１月までに任用期間が満了し、その後、令和８年中に再度任用の予定がない臨時職員については、年末調整の対象とならないため、「令和８年分給与所得者の保険料控除申告書」及び「令和８年分給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書」の提出は不要とする。

担当：総務課
　　上北担当　工藤主事　（内線３７４）
　　松田主事　（内線３７５）
　　三八担当　松橋主事　（内線３７６）
　　一戸主事　（内線３７０）
TEL：（０１７８）２７－５１１１（代表）